

レンタルスペース利用契約書（定期利用）

レンタルスペースシエル(以下「甲」とする。)と

_____ (以下「乙」とする。)とは、

甲が管理するレンタルスペースの利用に関し、次の通り利用契約を締結する。

第1条（レンタルスペースの表示）

名称 レンタルスペースシエル
所在 大阪府大阪市住之江区北加賀屋 1-2-39
種類 山中マンション 1階
構造 鉄筋コンクリート造
床面積 81.16 平方メートル

第2条（目的）

乙はレンタルスペースの利用目的を_____とし、
その他の目的で使用してはならない。

乙の利用はレンタルスペースの一時使用であり、賃借権、所有権等は発生しない。

第3条（利用条件等）

1. 定期利用契約

令和 年 月 日から 令和 年 月 日

1年間で契約更新とする。

2. 時間使用料

利用時間には準備や後片付けを含めた入室時間から退出時間までのすべての時間を含む。また、利用時間は最低1時間とし、30分単位での貸し出しとする。

定期利用は一か月あたりの利用回数が4回を超えるものとする。

12時間 20000円(税込み)以降延長の場合1時間 1500円(税込み)

空調使用時は1時間毎に50円を加算する。

基本的に夏季(6月、7月、8月、9月)冬季(12月、1月、2月、3月)

は使用をするものとし、徴収する。

3. 利用料金

利用時間を月末で管理し、翌月10日までに現金、または振り込みにて支払う。

振り込みの場合の振込手数料は乙の負担とする。

第4条（レンタルスペース内における事故）

乙の利用するレンタルスペースの利用時間内に発生したすべての事故(盗難、障害、火災による延焼等)については、乙の責任によるものとする。

また、乙は来訪者の保有する金銭、貴重品等の滅失、毀損、盗難等に関しても、甲は何ら責任を負わない。

第5条 (損害賠償)

レンタルスペースの利用終了後、レンタルスペースの設備、備品等が乙、または来訪者の故意、または過失により破損、毀損、盗難、紛失等の損害があった時は、乙はその生じた損害について、その相当額を支払うものとする。

第6条 (契約解除)

乙がレンタルスペース利用に関し、次の各号のいずれかを行った場合には、何らの通知を要せず、本契約を即時解除することができる。

また、甲に損害が発生した場合には、乙はその損害を賠償する義務を負う。

- ① 乙が反社会勢力に属している、または名義を貸していることが分かった場合
- ② レンタルスペースを利用する権利を第三者に譲渡、もしくは使用させること
- ③ レンタルスペースの設備、備品を乱雑に使用する事、または故意に持ち帰ること
- ④ レンタルスペース内の使用禁止備品、消耗品の無断使用、使用禁止場所への無断侵入
- ⑤ 利用時間外の無許可でのレンタルスペースへの立ち入り
- ⑥ 顧客情報などの秘密、および個人情報の漏洩、開示
- ⑦ 未成年者への飲酒、喫煙の容認、およびサービス
- ⑧ その他甲の評判、信用を失墜させる行為、およびレンタルスペースの秩序を害する行為(マルチ、宗教などの勧誘、集会、風俗営業など)
- ⑨ 乙が法令に違反する行為を行った場合
- ⑩ 甲の許可なくレンタルスペースを報告された目的以外に利用した時

第7条 (甲の事情による解除)

乙は第6条に掲げる事情がない場合でも、甲の事情により本契約を解除することがあることをあらかじめ承諾する。

第8条 (契約条件の疑義)

本契約に別段の定めのない事項が生じた場合、または本契約条項の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

甲および乙は、本契約の合意内容を十分理解したことを相互に確認し、その成立を証にするため、本契約書を2通作成し、甲乙ともに保管するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所 大阪府大阪市住之江区北加賀屋1-2-39
氏名 レンタルスペースシエル
代表者 山中啓輔 (印)

乙 住所
氏名 (印)